22 産前産後休暇

産前産後休暇の規定のある事業所は92.1%

産前産後休暇の規定のある事業所は92.1%(前年84.9%)となっている。

このうち,休暇中の賃金については,「有給」とする事業所が18.8%(同19.1%),「一部支給」が11.7%(同14.7%)で,何らかの形で賃金を支給している事業所の合計は30.5%(同33.8%)となっている。また,「無給」とする事業所は69.5%(同66.2%)となっている。

産前産後休暇制度の規定の有無について,産業別に見ると「金融・保険業」「医療,福祉」「その他」が100%となっている。逆に,「飲食店,宿泊業」は80.8%と低くなっている。

産前,産後の休暇期間については,法定の「産前6週間」「産後8週間」と定めている事業所が,それぞれ89.5%(前年91.5%),97.2%(同98.4%)となっている。

(表17,付表29)

表 1 7 産前産後休暇制度(N = 993・事業所割合)

(単位:%)

		休暇制度規	見定の有無	休暇中の賃金			
		ある	ない	有 給	一部支給	無給	
	全 体	92.1	7.9	18.8	11.7	69.6	
	建 設 業	84.9	15.1	12.2	14.4	73.4	
	製 造 業	91.0	9.0	4.2	12.7	83.1	
産	情報通信業	90.9	9.1	0.0	10.0	90.0	
	運 輸 業	98.3	1.7	7.0	7.0	86.0	
業	卸売・小売業	94.9	5.1	13.6	14.6	71.8	
未	金融・保険業	100.0	0.0	76.5	5.9	17.6	
分	不動産業	84.6	15.4	45.5	9.1	45.5	
,,	飲食店,宿泊業	80.8	19.2	12.5	15.0	72.5	
類	医療 ,福祉	100.0	0.0	40.0	6.3	53.7	
枳	教育,学習支援	96.2	3.8	32.0	24.0	44.0	
	サービス業	91.4	8.6	16.3	5.9	77.8	
	そ の 他	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
規	10~29人	84.9	15.1	16.7	15.6	67.8	
模	30~99人	92.4	7.6	14.2	9.7	76.1	
分	100~299人	95.3	4.7	23.2	8.5	68.3	
類	3 0 0 人以上	98.1	1.9	21.4	10.9	67.8	

23 育児休業制度

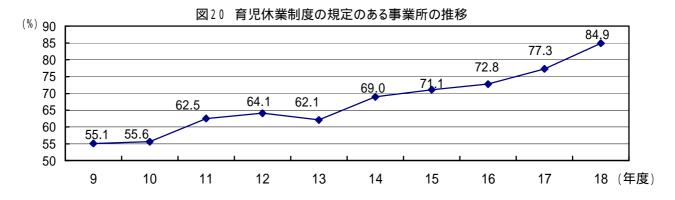
育児休業の取得率 男性 2.6%, 女性 83.6%

育児休業制度の規定のある事業所は84.9%(前年77.3%)となっている。これを産業別に見ると,「金融保険業」「その他」「医療,福祉」が,100.0%,100.0%,98.9%と高くなっている。企業規模別では,規模が大きいほど制度のある割合が高く,「300人以上」では規定のある事業所は98.4%となっている。

育児休業取得率は,「男性」2.6%(前年1.2%),「女性」83.6%(同74.1%)となっている。 (表18,図20,付表30)

表18 育児休業制度(制度の有無N = 984・事業所割合,利用率N = 736・労働者割合) (単位:%)

		育児休業制度	規定の有無	育児休業取得率			
		ある	なし	男女計	男 性	女 性	
全 体		84.9	15.1	33.6	2.6	83.6	
	建設業	75.0	25.0	20.3	7.4	66.7	
	製 造 業	85.5	14.5	24.5	1.9	79.5	
産	情 報 通 信 業	90.9	9.1	33.3	33.3	0.0	
	運輸業	89.5	10.5	26.7	8.3	100.0	
業	卸売・小売業	87.1	12.9	18.3	3.4	59.4	
**	金融・保険業	100.0	0.0	42.9	0.0	85.7	
分	不 動 産 業	84.6	15.4	15.4	0.0	100.0	
)))	飲食店,宿泊業	66.7	33.3	23.1	4.8	100.0	
類	医療,福祉	98.9	1.1	71.0	0.0	92.0	
犬只	教育,学習支援	88.0	12.0	59.3	0.0	88.9	
	サービス業	82.4	17.6	16.8	0.0	76.9	
	その他	100.0	0.0	23.5	0.0	100.0	
規	10~29人	67.7	32.3	30.8	0.0	74.1	
模	30~ 99人	83.5	16.5	36.8	7.7	82.9	
分	100~299人	96.0	4.0	28.6	3.4	89.8	
類	3 0 0 人以上	98.4	1.6	35.3	1.3	83.5	



2.4 介護休業制度

介護休業制度の規定のある事業所は77.4%

介護休業制度の規定のある事業所は77.4%(前年68.0%)となっている。これを産業別に見ると、「その他」が100.0%で最も高く、次いで「金融・保険業」「医療・福祉」が97.1%、93.7%となっている。逆に、「飲食店、宿泊業」、「建設業」は介護休業制度の規定のある事業所の割合が、それぞれ62.7%、69.0%で他業種に比べ低くなっている。企業規模別では、規模が大きいほど制度のある割合が高く、「300人以上」では規定のある事業所は96.8%となっている。

(図21,22,付表31)

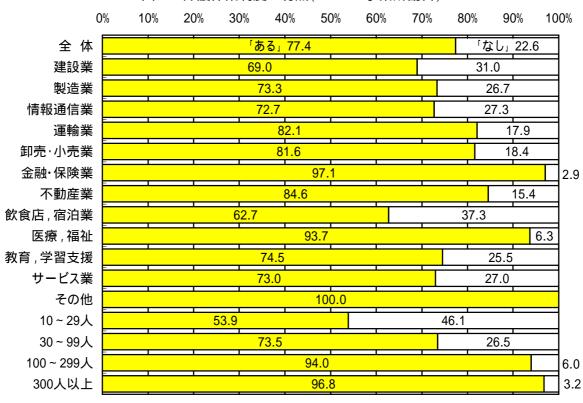


図22 介護休業制度の規定のある事業所の推移 (%) 90 77.4 80 68.0 63.5 70 58.8 58.4 60 48.5 46.5 50 40.6 40 30 16.7 17.3 20 10 0 18 (年度) 9 10 11 12 13 14 15 16 17

図21 介護休業制度の有無(N=986·事業所割合)

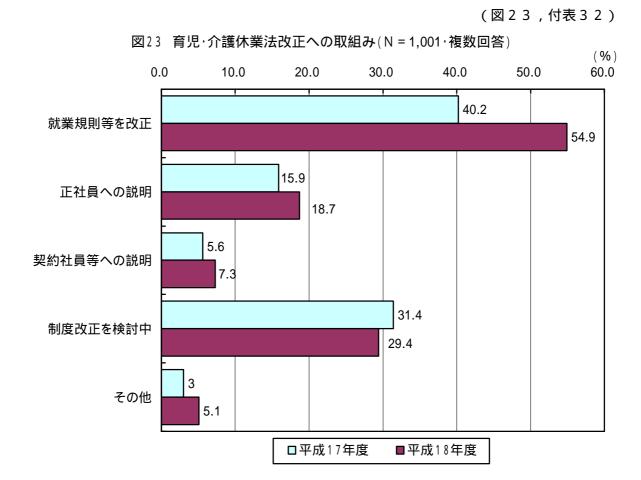
25 育児・介護休業法の改正への取組み

就業規則等の改正済みの事業所は54.9%

育児・介護休業法の改正への取組状況を調査したところ,「就業規則等を改正した」事業所は54.9%(前年40.2%)であった。「従業員(正社員)へ説明を行った」事業所は18.7%(同15.9%),「従業員(契約社員等)へ説明を行った」事業所は7.3%(同5.6%),「制度改正を検討中」の事業所は29.4%(同31.4%)となっている。

産業別では,「金融・保険業」「医療,福祉」で,「就業規則の改正」「従業員(正社員)」「従業員(契約社員等)への説明」とも他の産業に比べて高く,「飲食店,宿泊業」が低くなっている。

規模別では,「就業規則等の改正」「従業員(正社員)への説明」「従業員(契約社員等)への説明」とも,規模が大きいほど取組みが進んでいる。



26 子どもを持つ労働者に対する支援制度

家族手当(扶養手当)51.8%,勤務時間の短縮制度41.9%

子どもを持つ労働者に対する支援制度の実施状況について調査したところ、「家族手当(扶養手当)」を支給している事業所が全体の51.8%(前年50.7%)であった。また、「勤務時間の短縮制度」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」「所定外労働(残業等)の免除」等は、事業主が講ずべき措置として法に具体的に明記されていることから、それぞれ41.9%(前年39.6%)、31.0%(同27.6%)、35.1%(同33.8%)と高い割合を示している。

なお、「子の看護休暇」については、「小学校就学始期に達するまで(6歳に達する日の属する年度の3月31日まで)育児を行う男女労働者が、事業主に申出を行うことにより、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇を取得でき、事業主は業務の繁忙等を理由に申出を拒むことができない。」(育児・介護休業法第16条の2,第16条の3)とされている。

(図24,付表33)

育児休業中の代替職員の確保 209 育児休業者の復職のための情報提供・訓練 77 勤務時間の短縮制度 419 育児の場合に利用できるフレックスタイム制度 64 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 310 所定外労働(残業等)の免除 351 育児により退職した者の再雇用制度 69 家族手当(扶養手当) 519 保育費用の助成 17 事業所内託児所 17 育児の場合に利用できる在宅勤務制度 13 サテライトオフィス 10 295 子の看護休暇制度 0 100 200 300 400 500 600 (所)

図24 子どもをもつ労働者に対する支援制度(N=1,001・複数回答)

27 子の看護休暇の取得状況

子の看護休暇の平均取得日数は男性 2.8 日,女性 4.1 日

平成17年4月1日付けで施行された改正育児・介護休業法で法定の制度となった「子の看護休暇」の取得状況について調査したところ,取得者がいる事業所の割合は3.8%で,平均取得日数は3.6日となっている。

産業別では、「医療、福祉」「教育、学習支援」が、それぞれ9.5%、9.4%と取得者のいる事業所の割合が他の産業に比べて高く、「情報通信」「金融・保険業」「不動産業」「飲食店、宿泊業」では「取得者なし」(回答事業所中)となっている。

(表19,付表34)

表19 子の看護休暇制度(取得者の有無 N=1,001,取得者数,平均取得日数)

(単位:事業所・人・日)

		事業所数		男 性		女性	
		取得者なし	取得者あり	取得者	平均取得日数	取得者	平均取得日数
全体		963	38	37	2.8	78	4.1
	建 設 業	163	9	3	2.0	10	7.0
	製 造 業	133	1	1	5.0	2	9.0
産	情報通信業	11	0	0	0.0	0	0.0
	運 輸 業	57	2	1	1.0	2	3.0
業	卸売・小売業	217	3	1	8.0	2	3.5
未	金融・保険業	34	0	0	0.0	0	0.0
分	不 動 産 業	13	0	0	0.0	0	0.0
	飲食店,宿泊業	52	0	0	0.0	0	0.0
類	医療 ,福祉	86	9	3	2.3	44	3.4
犬只	教育,学習支援	48	5	1	5.0	8	4.9
	サービス業	146	8	21	2.9	8	2.9
	そ の 他	3	1	6	1.7	2	2.0
規	10~29人	318	15	13	3.8	18	4.7
模	30~ 99人	192	7	2	4.5	10	5.1
分	100~299人	141	9	11	1.9	13	4.8
類	3 0 0 人以上	312	7	11	2.2	37	3.2

28 次世代育成支援対策

行動計画策定済みの事業所は 18.6%

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定状況を調査したところ,「策定した」事業 所は18.6%(前年14.9%)であった。「策定を検討している」事業所は9.8%(同10.8%),「未 定」は47.7%(同49.9%),「策定の予定なし」は23.8%(同24.3%)となっている。

規模別では,規模が大きいほど,「策定した」「策定を検討している」の割合が高くなっており,従業員規模「10~29人」の調査対象事業所で「策定した」と回答があった事業所はなかった。

(図25,付表35)

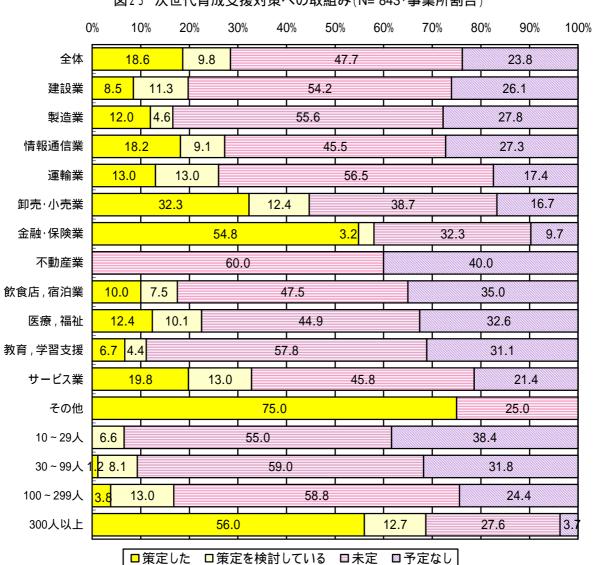


図25 次世代育成支援対策への取組み(N=843·事業所割合)

29 パートタイム労働者の諸制度

パートタイム労働者の賞与支給は52.5%,退職金支給は9.8%

パートタイム労働者に関する諸制度については、「賞与」がある事業所は52.5%(前年45.0%)、「退職金」がある事業所は9.8%(同7.5%)、「健康診断」を行っている事業所は69.7%(同59.8%)、「通勤手当」の支給は77.2%(同69.1%)などとなっている。

「賞与」の支給については、「金融・保険業」「医療、福祉」「製造業」がそれぞれ87.5%(同69.6%)、64.9%(同60.8%)、59.7%(前年61.1%)であるのに対し、「情報通信業」「その他」「運輸業」が0.0%(同55.6%)、0.0%(同25.0%)、27.3%(同26.7%)となっており、業種間の格差が大きい。

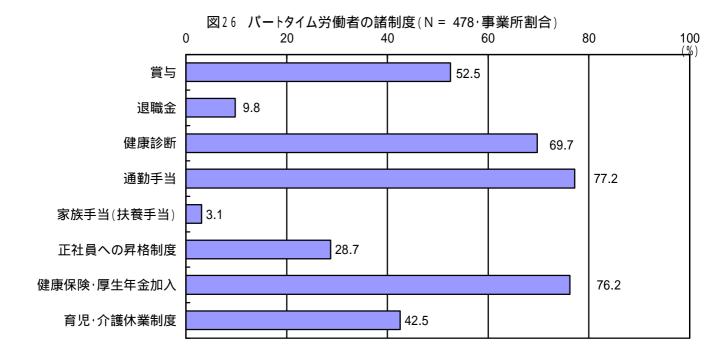
「退職金」制度については、業種にかかわらず、10%前後の実施に止まっている。

「健康診断」の実施については、「金融・保険業」「製造業」「医療,福祉」が、それぞれ93.8%、79.1%、77.9%と高くなっている。

「家族手当(扶養手当)」は,全体でも3.1%(前年2.0%)となっており,ほとんどの事業所で支給されていないといえる。

「通勤手当」は,全体の77.2%(前年69.1%)の事業所で支給されており,実施されている割合が高い。

(図26,付表36)



30 ポジティブ・アクション

管理職の割合は男性 88.3%, 女性 11.7%

管理職の男女の割合については,男性88.3%(前年89.1%),女性11.7%(同10.9%)となっている。

これを産業別に見ると,ほとんどの産業で男性の管理職が80%以上であるが,「医療,福祉」については女性の管理職が58.5%(同51.3%)となっている。

企業規模別では、規模が大きくなるほど男性の管理職の割合が増加する。

「ポジティブ・アクション推進計画」を策定した事業所は全体の3.6%(前年3.1%)にとどまり、ほとんどの事業所で未策定となっている。

「セクシュアル・ハラスメント防止」等の研修については,企業規模が「300人以上」では58.8% (前年57.2%)が実施しているのに対し,企業規模「10~29人」では17.1%(前年21.4%)の 実施に止まっており,企業規模による格差が大きい。

(表20,付表37)

表 2 0 ポジティブ・アクション(管理職の男女比N = 5,922・労働者割合, $\pi^3 \hat{y}^1 \hat{r}_1 \hat{r}_2 \hat{r}_3 \hat{r}_3 \hat{r}_4 \hat{r}_4 \hat{r}_4 \hat{r}_5 \hat{r}_5 \hat{r}_4 \hat{r}_5 \hat{r}_5 \hat{r}_5 \hat{r}_6 \hat$

(単位:%)

(+i±.70)							
		 管理職の男女比		ポジティブ・アクション		セクシュアル・ハラスメントの	
		白生物の	7771	推進計画		防止等の研修	
		男 性	女 性	策定済み	未策定	行っている	行っていない
全 体		88.3	11.7	3.6	96.4	38.4	61.6
	建 設 業	94.1	5.9	5.4	94.6	31.2	68.8
	製 造 業	92.5	7.5	1.4	98.6	29.7	70.3
産	情報通信業	97.3	2.7	0.0	100.0	37.5	62.5
圧	運 輸 業	92.1	7.9	0.0	100.0	36.8	63.2
業	卸売・小売業	94.5	5.5	4.1	95.9	44.9	55.1
未	金融・保険業	91.0	9.0	3.4	96.6	75.9	24.1
分	不 動 産 業	93.1	6.9	0.0	100.0	12.5	87.5
))	飲食店,宿泊業	83.1	16.9	0.0	100.0	25.8	74.2
類	医療,福祉	58.5	41.5	0.0	100.0	38.6	61.4
犬只	教育,学習支援	70.2	29.8	3.4	96.6	51.7	48.3
	サービス業	90.9	9.1	8.0	92.0	33.0	67.0
	そ の 他	100.0	0.0	0.0	100.0	66.7	33.3
規	10~29人	82.1	17.9	3.2	96.8	17.1	82.9
模	30~99人	85.3	14.7	0.8	99.2	28.3	71.7
分	100~299人	87.6	12.4	1.1	98.9	34.0	66.0
類	3 0 0 人以上	92.9	7.1	6.1	93.9	58.8	41.2

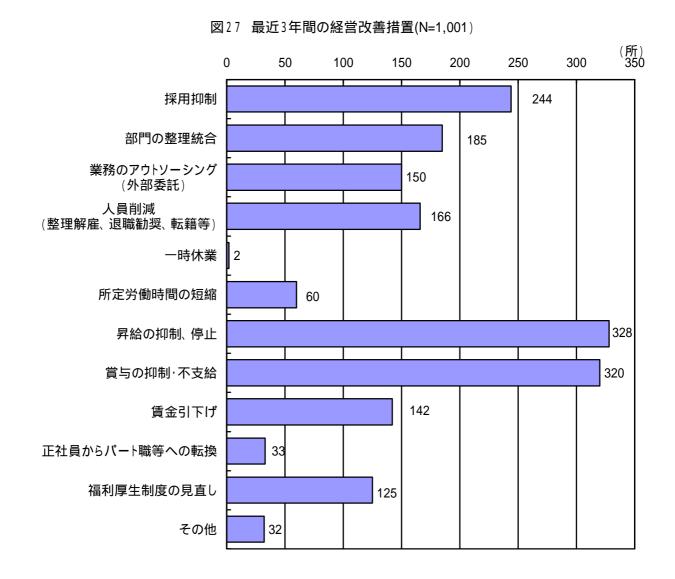
3 1 経営改善措置

昇給の抑制,停止32.8%,賞与の抑制・不支給32.0%

最近3年間に行った経営改善措置について調査した結果,「昇給の抑制,停止」が32.8%(前年33.2%),「賞与の抑制,不支給」が32.0%(同33.1%)と賃金面での調整を行う事業所が目立つ。次いで,「採用抑制」が24.4%(同26.9%),「部門の整理統合」が18.5%(17.8%),「人員削減(整理解雇,退職勧奨,転籍等)」が16.6%(同17.2%)となっている。

一方,労働時間による調整である「一時休業」,「労働時間の短縮」を行った事業所はそれぞれ0.2%(同0.6%),6.0%(同6.7%)となっており,あまり実施されていない。

(図27,付表38)



32 ワークシェアリングの実施状況

ワークシェアリングを実施している 3.3%

ワークシェアリングの実施状況を調査したところ、「実施している」と回答した事業所は3.3% (前年6.6%)であった。また、ワークシェアリングを実施していない事業所の中でも、「実施を予定している」、「条件によっては今後検討する」と答えた事業所はそれぞれ1.0%(同1.7%)、31.1%(同26.3%)となっている。「実施する予定はない」と回答した事業所は、64.6%(前年65.4%)で半数を超えている。

(図28,付表39)

